

甲賀市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案要綱

1 制定の理由

国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が制定され、本市においても令和 8 年 4 月から乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施するにあたり、条例で運営の基準を定める必要があるため制定するものです。

2 制定の概要

(1) 一般原則について規定します。

【第 2 条関係】

(2) 利用定員について規定します。

【第 3 条関係】

(3) 乳児等通園支援事業を実施するに当たり、事業者が守るべき項目について規定します。

【第 4 条～第 1 1 条関係】

(4) 支払及び乳児等支援給付費の通知等について規定します。

【第 1 2 条及び第 1 3 条関係】

(5) 特定乳児等通園支援の取扱方針及び評価等について規定します。

【第 1 4 条及び第 1 5 条関係】

(6) 乳児等支援給付認定子ども及びその保護者への対応について規定します。

【第 1 6 条及び第 1 7 条関係】

(7) 乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知について規定します。

【第 1 8 条関係】

(8) 事業の運営について定めるべき重要事項に関する規程について規定します。

【第 1 9 条関係】

(9) 勤務体制の確保等及び利用定員の遵守について規定します。

【第20条及び第21条関係】

(10) 特定乳児等通園支援事業所における運営規程の概要、職員の勤務の体制等の掲示について規定します。

【第22条関係】

(11) 乳児等支援給付認定子どもへの対応について規定します。

【第23条～第26条関係】

(12) 利益供与等の禁止について規定します。

【第27条関係】

(13) 苦情解決について規定します。

【第28条関係】

(14) 地域との連携について規定します。

【第29条関係】

(15) 事故発生の防止及び発生時の対応について規定します。

【第30条関係】

(16) 会計の区分について規定します。

【第31条関係】

(17) 記録の整備等について規定します。

【第32条関係】

(18) 電磁的記録等について規定します。

【第33条関係】

(19) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

【付則関係】

3 その他

令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されます。

令和8年度当初予算計上額

【歳入】

款：14 使用料及び手数料 項：01 使用料 目：02 民生費使用料

1 4 0 千円

款：1 5 国庫支出金 項：0 2 国庫補助金 目：0 2 民生費国庫補助金
4, 0 5 0 千円

款：1 6 県支出金 項：0 1 県負担金 目：0 1 民生費県負担金
6 7 5 千円

【歳出】

款：0 3 民生費 項：0 3 児童福祉費 目：0 3 保育園費

大事業：0 4 乳児等通園支援事業 中事業：0 1 乳児等通園支援事業

小事業：0 1 乳児等通園支援事業

8, 3 3 4 千円